

令和元年度特定処遇改善加算を利用した賃金改善について

介護事業部職員各位

令和元年 8 月 26 日

有限会社オオキタ・コーポレーション

代表取締役 大北 浩資



令和元年度本加算金についての支給方法を下記の通りとする。

記

令和元年度改善期間

- サービス提供月
令和元年 10 月～令和 2 年 3 月サービス提供分
- 加算金支給月
令和元年 12 月～令和 2 年 5 月
- 賃金改善実施期間
令和 2 年 1 月～令和 2 年 6 月

改善計画について

- 該当期間加算金見込額
算定事業所の該当期間特定処遇改善加算の見込総額 約 5,205,925 円
- 申請方法
複数の算定可能事業所を法人単位で一括にて申請するものとする。
- 支給対象者
 - ①賃金改善対象を『経験・技能のある介護職員』とする。
 - ②『経験・技能のある介護職員』とは加算算定事業所に所属する当法人が直接雇用する介護職員で下記の者とする。
 - a) 2019 年 4 月 1 日時点にて、当法人で勤続 10 年以上の介護福祉士を取得している者で、1 ヶ月の勤務時間が 50 時間以上の者。
 - b) 2019 年 4 月 1 日時点にて介護業界で経験が 10 年以上の介護福祉士を取得している者で当法人の加算算定事業所に所属し、次の役職にある者「センター長・ホーム長・施設長」
- 支給方法については以下のような支給方法とする。
 - ① 該当職員に毎月「特定処遇改善手当」として、1 ヶ月当たりの勤務時間が、150 時間以上 20,000 円 / 100 時間以上 12,000 円 / 50 時間以上 7,000 円 を支給する。
 - ② ①で支給した後の残金を「特定処遇改善一時金」として、支給日に在籍する該当職員に、職位・能力・意欲・貢献度・規律遵守・1 ヶ月当たりの平均勤務時間等を考慮、及び評価し、令和 2 年 6 月支給の一時金に上乗せして支給する。